

和歌山市監査委員公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、和歌山市長から包括外部監査結果に基づく措置等の状況について通知があったので、同項の規定により別添のとおり公表する。

令和3年8月26日

和歌山市監査委員	森	田	昌	伸
同	上	柳	野	純
同	上	山	本	宏
同	上	井	上	直
				樹

包括外部監査結果に基づく措置等の状況の公表

令和3年8月26日

和歌山市監査委員

和行経第33号
令和3年8月10日
(2021年)

和歌山市監査委員 様

和歌山市長 尾花正啓

包括外部監査結果に基づく措置等の通知について

包括外部監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置等について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、別紙のとおり通知します。

包括外部監査結果に基づく措置状況（監査実施年度：令和元年度）

〔監査テーマ〕 水道事業（工業用水道事業を含む）に関する財務事務の執行及び経営に係る事業の管理について

監査結果等	措置等の内容及び状況	担当局部 課等名	頁
<p>1 水道事業及び工業用水道事業全体に対する意見</p> <p>(1) 水道事業及び工業用水道事業の持続可能な経営の実現について</p> <p>ウ 持続可能な経営を利用者が支えていくための料金水準の設定について</p> <p>料金体系の見直しは市民生活に直接影響を及ぼす事項であり、実施に向けた手続も非常に時間がかかることから、平成10年から20年以上手が付けられていない重要な課題である。料金体系の見直しに向けては、現状の経営成績及び財政状態を適切に開示したうえで、水道ビジョンや経営戦略において将来収支を明らかにし、市民や利害関係者への理解を求めていく必要がある。</p> <p>特に今後増加することが予測されている取替・更新投資に対応していくには、その財源となる収入を確保していくことが重要であるが、地方公営企業の主な収入は一般会計からの繰入金、企業債の発行、利用者からの料金収入とされる。このうち一般会計からの繰入金は市の財政も厳しいうえ、他の行政サービスを低下させるおそれがあるため、これ以上増えることは想定されない。また、企業債の発行も人口減少が予想されているため、将来世代への負担を考慮した水準とする必要がある。</p> <p>これらを踏まえると、持続可能な水道事業を維持していくために必要となるのは、現世代が負担する適切な料金水準の設定である。</p> <p>さらなる経費削減、事業の効率化、投資の見直し等を図ったうえで、持続可能な経営を行うため、適切なプロセスを経て、水道事業においては平成10年以來の抜本的な料金体系の見直しを行い、現世代に将来を見据えた適切な負担を求めるべきである。</p>	<p>水道事業においては大規模災害に備えて、加納浄水場や基幹管路などの更新をしていかなければなりません。</p> <p>経営戦略の中では、令和6年度に赤字になる見通しになっており、将来世代への過度な負担を残さないためにも、料金改定実施時期には、逡増型料金体系の見直しを含めて、時代に応じた料金体系を検討していきます。</p>	<p>企業局 経営管理部 経理課</p>	<p>42</p>
<p>(2) 企業職員としての独自採用や組織体制の整備、専門家の活用について</p> <p>持続可能な経営の実現の目的達成には適切な財務諸表の作成、経営戦略策定のための会計知識や経営知識が求められる。しかし、現在の企業局の職員は異動も多く、地方公営企業会計や水道事業及び工業用水道事業の経営に関する知識が企業局に定着しにくい。一方で、企業局は地方公営企業法を全部適用しており、企業局職員として独自の人事採用が可能である。したがって、組織への知識の定着、経営の高度化のために企業局独自の人事採用や組織体制の整備について検討することが望まれる。</p> <p>また、一定規模以上の民間企業では会計専門家等と顧問契約を締結することが一般的で、他の地方公営企業でも会計や税務に関するアドバイザー契約を締結している企業は少なくない。企業局においても高度化した地方公営企業会計や消費税法等に対応するため、専門家の活用を検討すべきである。</p>	<p>令和3年度より、経営の高度化や組織力の向上、経営基盤の強化等に取り組むため、企業局に所属経験があり、財務経験豊富な職員を再任用し、経営基盤強化専門員として配置しました。</p> <p>また、アドバイザー契約については、公益社団法人日本水道協会が水道事業経営アドバイザー事業を行っており、公認会計士も含めた助言を受けながら、現在対応しています。</p> <p>今後も、高度化していく公営企業経営や地方公営企業会計等に対応していくために、他の地方公営企業を参考にしながら、必要に応じて専門家の活用等を考えていきます。</p>	<p>企業局 経営管理部 企業総務課</p>	<p>42</p>

包括外部監査結果に基づく措置状況（監査実施年度：令和元年度）

〔監査テーマ〕 水道事業（工業用水道事業を含む）に関する財務事務の執行及び経営に係る事業の管理について

監査結果等	措置等の内容及び状況	担当局部 課等名	頁
<p>2 地方公営企業会計</p> <p>(1) 固定資産の実査について</p> <p>水道事業及び工業用水道事業の資産の大部分が固定資産となっている。現に市の総資産に対する固定資産の割合は平成30年度で水道事業が約93.3%、工業用水道事業は約84.3%である。そのため、固定資産に関する管理を適切に行っていないければ、貸借対照表及び損益計算書等に大きな影響を与える可能性がある。</p> <p>固定資産管理の一つとして現物確認という方法がある。現物確認とは、定期的に現物を確認して、その実在性はもちろん、管理状況や使用状況を検証する方法である。市では、管理課が固定資産の管理を担当しているとして、決算を担当する経理課では定期的な現物確認を実施していない。固定資産の破損や除却等があった場合には管理課から連絡があるとのことではあるが、経理課の管理する固定資産台帳と管理課の管理する工事台帳等とのズレを防ぐには経理課から管理課の管理状況を確認する手続も必要である。よって、経理課による定期的な現物確認の規定を作成し、規定に即して現物確認を実施し、固定資産台帳と現物の整合性を定期的にチェックするべきである。</p> <p>規定の具体的な内容としては、固定資産の現物確認の実施方法、例えば実施頻度、実施する担当者の所属部署・職位、担当者から責任者への報告方法などを規定することが望ましい。</p> <p>また、資産種類ごとの管理方法（管理札を貼付できるものとできないもの各々に係る内容の明確化、管理札を貼付できないものに係る配置図作成等の対応策など）を規定することも望まれる。</p>	<p>経理課の管理する固定資産台帳と、管理課の工事台帳等のズレを防ぐため、経理課から管理課の管理状況を確認する手続が必要との指摘ですが、今後、管理課においても適切な資産管理が行えるよう、まず、水道事業会計において施設台帳を作成していく予定です。</p> <p>施設台帳の作成に当たっては、管理課が現物確認を行うとともに、管理課が持つ紙媒体の図面等をデータ化し、諸施設の資産情報を集約することで、管理課の台帳を整備します。データが完成した後は、専用ソフトによって管理課の台帳管理が可能となる予定です。この一連の措置を令和4年9月末までに行います。</p> <p>以上の状況を踏まえ、当局が所管する大量の固定資産^(※)を経理課が現物確認するにはどのような方法が効率的なのか、また、どのような内容の規定が適切であるか、検討を進めていきます。</p> <p>※水道事業会計で約1,700件。管等の地下埋設物は除く。</p>	<p>企業局 経営管理部 経理課</p>	<p>60</p>
<p>(8) 工業用水道事業の貸倒引当金について</p> <p>不納欠損処理された債権金額が過去3期に計上されていなかったとしても貸倒引当金は計上すべきである。なお、工業用水道事業の過去10年間の不納欠損実績は平成24年度に不納欠損を出しているのみで、これを加味して算出した貸倒実績率により平成30年度に計上すべきであった貸倒引当金について監査人が試算すると、約7千円を計上すべきと算出された。</p>	<p>工業用水道事業の貸倒引当金について、令和2年度に検討した結果、水道事業と同様に一般債権と破産債権に分けて、貸倒引当金の設定について試算し、令和2年度補正予算で、1万6千円を予算計上し、令和3年3月に不納欠損処理をしています。</p>	<p>企業局 経営管理部 営業課</p>	<p>68</p>

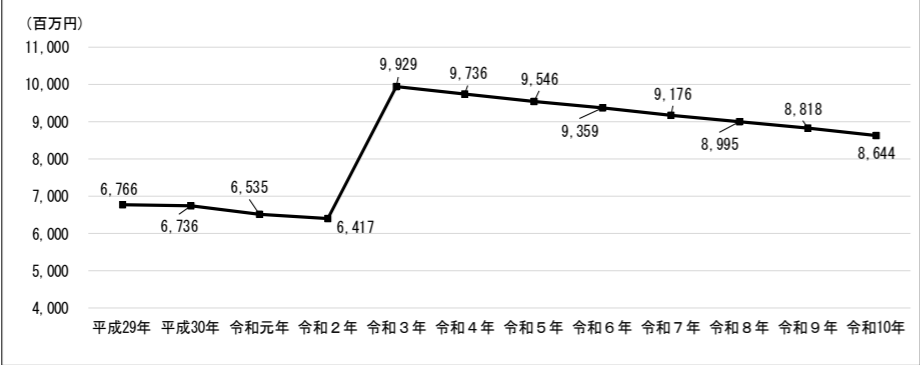
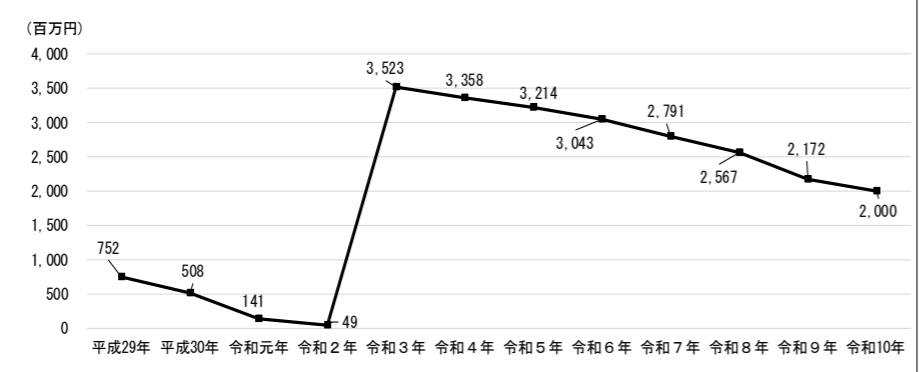
包括外部監査結果に基づく措置状況（監査実施年度：令和元年度）

〔監査テーマ〕 水道事業（工業用水道事業を含む）に関する財務事務の執行及び経営に係る事業の管理について

監査結果等	措置等の内容及び状況	担当局部 課等名	頁
<p>(10) 修繕費に関する区分基準について</p> <p>一般的に、修繕の内容に応じて収益的支出・資本的支出の区分基準を設ける必要があるが、市ではそのような区分基準を設けていない。収益的支出・資本的支出の区分基準を策定して事務処理を行うことにより、会計処理の継続性も保たれることから収益的支出・資本的支出の区分について市での検討方法を文書化し活用することが望ましい。</p>	<p>収益的支出・資本的支出について、当市の実情にそった区分基準を文書化することで現在調整中です。</p>	<p>企業局 経営管理部 経理課</p>	<p>70</p>
<p>3 経営戦略</p> <p>(2) 有収率の状況と今後の管路更新計画（水道事業）について</p> <p>市の水道事業の有収率が84.59%と中核市平均の90.82%を下回っており、要因の一つでもある鉛製給水管が残存する現状において、「和歌山市水道事業経営戦略」の管路更新率の目標値は前半5年平均で0.54%、後半5年平均で0.50%と中核市平均0.78%よりも低い設定となっている。</p> <p>目標値については今後10年の市の投資計画が元となっているが、市水道事業の有収率は中核市平均を大きく下回っており、その改善は急務である。</p> <p>投資予算追加による計画の早期化、今後毎年度の状況を反映した投資計画の更新及び見直しを実施し、管路更新について、今後の追加的な予算を設定、充当することが望ましい。</p>	<p>有収率向上対策の方針として基礎的対策、対処療法的対策、予防的対策により令和10年度に91%を目指します。</p> <p>①対症療法的対策 漏水調査の過去の実績から配水管、給水管それぞれの管材質に合った調査方法により漏水の早期発見に努めています。また、平成元年度以前に建設された漏水の疑いがある施設の給水装置について、個別漏水調査を開始しています。</p> <p>②予防的措置 管路更新率の向上を図るためには、今以上の事業費が必要となるため、予算及び人員確保のため関係課と協議します。</p>	<p>企業局 水道工務部 水道企画課 管路整備課 維持管理課</p>	<p>90</p>
<p>(3) 企業債残高と建設改良費のシミュレーション（水道事業）について</p> <p>「和歌山市水道事業経営戦略」では「企業債残高が適正な水準になるよう努めていくことが重要」としているが、市はそのシミュレーションにおいて、給水人口1人当たり企業債残高を経営戦略期間前期には128.5千円と現状より減少するものとし、後期には133.1～142.4千円と増加するという予測をしている。</p> <p>人口減少社会において給水人口1人当たりの企業債残高が増加することは将来世代の負担が増加することを意味しており、将来世代の負担減少を示すシミュレーションになることが望ましいが、市の目標設定では企業債残高対給水収益比率が693.20%と中核市平均300.52%の2倍以上の水準となっており、将来世代の負担が増える結果となっている。</p> <p>なお、給水人口1人当たり企業債残高を133.1千円程度とした場合、令和10年度末の企業債残高は成行ベースの480億円から起債発行を抑えて439億円程度に留める必要がある。</p>	<p>水需要に見合った水道施設や管路のダウンサイジングなど「投資の合理化」を進めつつ、また将来世代への過度な負担を残さないためにも、料金改定実施時期には、料金体系の見直しを含めて、時代に応じた料金体系を検討していきます。</p>	<p>企業局 経営管理部 経理課</p>	<p>90</p>

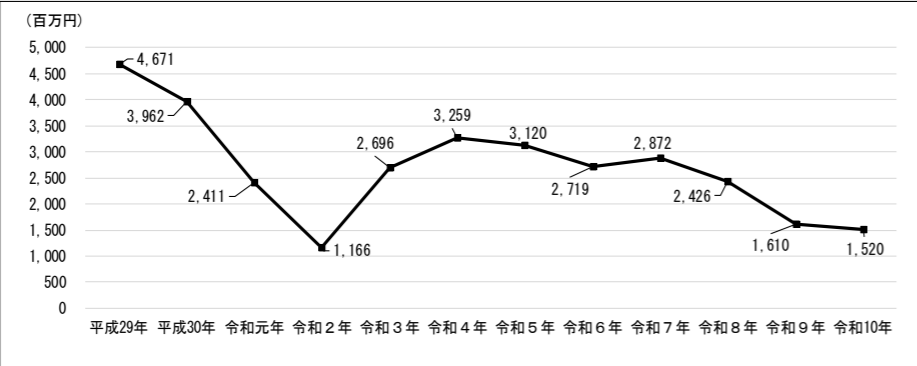
包括外部監査結果に基づく措置状況（監査実施年度：令和元年度）

〔監査テーマ〕 水道事業（工業用水道事業を含む）に関する財務事務の執行及び経営に係る事業の管理について

監査結果等	措置等の内容及び状況	担当局部課等名	頁																																																				
<p>(5) 経営戦略のシミュレーション再検討（水道事業）について</p> <p>監査人は水需要の見通し、管路更新の早期化、企業債残高の抑制、目標資金残高の確保を反映して再度シミュレーションを実施した。</p> <p>水需要の見通しについては1人当りの水道使用量の減少について、5年間の平均減少率を反映した料金収入の試算を行っている。</p> <p>管路更新については、「和歌山市水道事業経営戦略」では管路更新率0.50%程度の予定となっているが、中核市との比較や有収率の早期改善を考慮して、管路更新率を2倍の1.00%程度を目標とし、管路更新費用に相当する「配水管整備事業費」を経営戦略期間10年間の2倍に設定し、年間19億円程度の追加投資と概算している。</p> <p>これに伴い、企業債残高の増加も見込まれるが、資金残高について15億円を確保することとし、令和10年度末の残高を439億円程度に抑えることとした。</p> <p>これらを踏まえ、監査人が実施したシミュレーション結果は次に示すグラフのとおりである。なお、資金残高については令和2年度に11.6億円と、一時的に保有すべき残高15億円を下回るものの、概ね15億円超の資金を確保できる水準となる。</p> <p>① 料金収入</p>  <table border="1"> <caption>① 料金収入 (百万円)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>収入</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>平成29年</td><td>6,766</td></tr> <tr><td>平成30年</td><td>6,736</td></tr> <tr><td>令和元年</td><td>6,535</td></tr> <tr><td>令和2年</td><td>6,417</td></tr> <tr><td>令和3年</td><td>9,929</td></tr> <tr><td>令和4年</td><td>9,736</td></tr> <tr><td>令和5年</td><td>9,546</td></tr> <tr><td>令和6年</td><td>9,359</td></tr> <tr><td>令和7年</td><td>9,176</td></tr> <tr><td>令和8年</td><td>8,995</td></tr> <tr><td>令和9年</td><td>8,818</td></tr> <tr><td>令和10年</td><td>8,644</td></tr> </tbody> </table> <p>② 経常損益</p>  <table border="1"> <caption>② 経常損益 (百万円)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>損益</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>平成29年</td><td>752</td></tr> <tr><td>平成30年</td><td>508</td></tr> <tr><td>令和元年</td><td>141</td></tr> <tr><td>令和2年</td><td>-49</td></tr> <tr><td>令和3年</td><td>3,523</td></tr> <tr><td>令和4年</td><td>3,358</td></tr> <tr><td>令和5年</td><td>3,214</td></tr> <tr><td>令和6年</td><td>3,043</td></tr> <tr><td>令和7年</td><td>2,791</td></tr> <tr><td>令和8年</td><td>2,567</td></tr> <tr><td>令和9年</td><td>2,172</td></tr> <tr><td>令和10年</td><td>2,000</td></tr> </tbody> </table>	年度	収入	平成29年	6,766	平成30年	6,736	令和元年	6,535	令和2年	6,417	令和3年	9,929	令和4年	9,736	令和5年	9,546	令和6年	9,359	令和7年	9,176	令和8年	8,995	令和9年	8,818	令和10年	8,644	年度	損益	平成29年	752	平成30年	508	令和元年	141	令和2年	-49	令和3年	3,523	令和4年	3,358	令和5年	3,214	令和6年	3,043	令和7年	2,791	令和8年	2,567	令和9年	2,172	令和10年	2,000	<p>水需要に見合った水道施設や管路のダウンサイジングなど「投資の合理化」を進めつつ、また将来世代への過度な負担を残さないためにも、料金改定実施時期には、料金体系の見直しを含めて、時代に応じた料金体系を検討していきます。</p>	<p>企業局 経営管理部 経理課</p>	<p>93</p>
年度	収入																																																						
平成29年	6,766																																																						
平成30年	6,736																																																						
令和元年	6,535																																																						
令和2年	6,417																																																						
令和3年	9,929																																																						
令和4年	9,736																																																						
令和5年	9,546																																																						
令和6年	9,359																																																						
令和7年	9,176																																																						
令和8年	8,995																																																						
令和9年	8,818																																																						
令和10年	8,644																																																						
年度	損益																																																						
平成29年	752																																																						
平成30年	508																																																						
令和元年	141																																																						
令和2年	-49																																																						
令和3年	3,523																																																						
令和4年	3,358																																																						
令和5年	3,214																																																						
令和6年	3,043																																																						
令和7年	2,791																																																						
令和8年	2,567																																																						
令和9年	2,172																																																						
令和10年	2,000																																																						

包括外部監査結果に基づく措置状況（監査実施年度：令和元年度）

〔監査テーマ〕 水道事業（工業用水道事業を含む）に関する財務事務の執行及び経営に係る事業の管理について

監査結果等	措置等の内容及び状況	担当局部 課等名	頁
<p>③ 資金残高</p>  <p>以上の試算結果を前提とした場合、あくまで参考ではあるが、令和3年度に57.8%程度の料金改定（値上げ）の実施が必要になる水準となる。 「和歌山市水道事業経営戦略」においては、令和6年度に21.1%、30.9%の料金改定率と2種類の改定率を示しており、監査人が試算したシミュレーション結果とは大きく乖離する結果となっているため、市においては毎年度実績と比較するなどして、シミュレーションの再実施を検討することが望ましい。</p>			
<p>(6) 鉛製給水管の改善（水道事業）について</p> <p>市水道ビジョンでは鉛製給水管改善の完了予定を令和10年度としているが、鉛製給水管の使用には健康被害についても留意する必要があることから、令和10年度の完了ではなく、出来るだけ早期の完了が望ましい。</p>	<p>令和3年度予算要求において、年間改善目標件数を定めて実施している鉛製給水管改善業務委託の件数の増加を検討しましたが、増加には多額の予算を要すること、及び水需要の低下により給水収益が減少する厳しい経営状況のもと、企業局として他の優先順位の高い事業に費用を要することなどにより、業務委託による件数を増加することは非常に難しい状況であります。このような状況の中、漏水調査業務において、調査方法の見直しを行い、鉛管を含む給水管の漏水発見に効果がある路面音聴調査を採用し、漏水修繕時の改善件数増加に取り組んでおります。今後もこれまでと同等の鉛管改善に係る予算の確保と、減少傾向にある改善件数の抑制に取り組んでまいります。</p>	<p>企業局 水道工務部 維持管理課</p>	<p>95</p>

包括外部監査結果に基づく措置状況（監査実施年度：令和元年度）

〔監査テーマ〕 水道事業（工業用水道事業を含む）に関する財務事務の執行及び経営に係る事業の管理について

監査結果等	措置等の内容及び状況	担当局部 課等名	頁
<p>4 料金のあり方</p> <p>(1) 定期的な水道料金の見直し体制の整備について</p> <p>市の水道事業は、昭和後半に整備された施設や管路の老朽化が始まっており、今後持続的な水道事業運営のために、益々施設や管路の更新需要が増加していくことが見込まれる。</p> <p>一方で水道料金収入は毎年度減少し、最後に水道料金の改定を行った平成10年度と比較すると平成29年度の水道料金収入は約22億円（△24.5%）の減少となっており、今後も人口減少等に伴う有収水量の減少により、現行の料金体系を前提とすれば水道料金収入の減少は続いていくと考えられる。</p> <p>このような厳しい経営環境において、これまで水道事業の黒字経営が確保されてきたのは、組織の効率化や人員の適正化に取組み、職員数を平成10年度（326名）から平成29年度（144名）にかけて5割以上削減してきたことなどの経営努力のためである。しかしながら、市も水道事業の経営戦略における職員数目標を計画最終年度（令和10年度末）で141名と現状と同程度に設定しているように、今後もさらなる人員削減を進めていくことは困難であると思われる。</p> <p>したがって今後、将来にわたり安全な水の安定的な供給を実現するためには、業務の効率化等による費用削減の経営努力を続けるとともに、水道料金を適正な水準に設定することが必要不可欠であるが、市においては水道料金水準及び体系の適正化について定期的に検討するための十分な体制が整備されているとはいえない。</p> <p>厚生労働省の第12回水道事業の維持・向上に関する専門委員会で提示された「水道の基盤を強化するための基本的な方針（案）」でも、「長期的な観点から、将来の更新需要等を考慮した上で水道料金を設定すること。その上で、概ね3年から5年ごとの適切な時期に水道料金の検証及び必要に応じた見直しを行うこと」と示されている。</p> <p>市においても将来の更新需要等を考慮した上で、3年から5年ごとに定期的に水道料金水準及び体系の適正化を検討する体制を整備することが望まれる。水道料金水準及び体系の適正化を検討するにあたっては、議会や住民の納得性を高めるため事業管理者から諮問し、答申を得るといった形態での外部審議会等を設置し、検討を実施することが望まれる。</p>	<p>毎年、財政シミュレーションを実施し、料金改定の必要性の検討は行っています。</p> <p>今後は、料金改定に向けての、企業局内の組織体制の構築及び外部審議会等の設置を含めて検討します。</p>	<p>企業局 経営管理部 経理課</p>	<p>115</p>
<p>(2) 料金水準の見直しについて</p> <p>「経営戦略のシミュレーション再検討（水道事業）について」の監査人による財政シミュレーション結果に基づき、料金算定期間を令和元年度から令和5年度の5年間、資産維持費を平成30年度末償却資産帳簿価額の3%（水道料金算定要領における標準割合）と仮定し、総括原価の算定及びあるべき料金水準の試算を行った結果は次のとおりである。</p>	<p>水需要に見合った水道施設や管路のダウンサイジングなど「投資の合理化」を進めつつ、また将来世代への過度な負担を残さないためにも、料金改定実施時期には、料金体系の見直しを含めて、時代に応じた料金体系を検討していきます。</p>	<p>企業局 経営管理部 経理課</p>	<p>116</p>

包括外部監査結果に基づく措置状況（監査実施年度：令和元年度）

〔監査テーマ〕 水道事業（工業用水道事業を含む）に関する財務事務の執行及び経営に係る事業の管理について

監査結果等		措置等の内容及び状況		担当局 課等名	頁		
あるべき料金水準の試算（資産維持費率3%）							
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和元-5年度 合計
営業費用	職員給与費	1,107,401	1,090,441	1,145,367	1,102,100	1,045,850	5,491,159
	経費	2,154,857	2,081,327	2,079,984	2,078,723	2,077,523	10,472,414
	減価償却費	2,960,045	3,090,315	3,124,384	3,189,997	3,249,652	15,614,393
営業外費用	支払利息等	826,838	776,906	723,901	673,253	620,273	3,621,171
資産維持費		2,508,262	2,508,262	2,508,262	2,508,262	2,508,262	12,541,308
(控除) 料金以外収入		△ 346,784	△ 346,242	△ 345,745	△ 345,295	△ 344,892	△ 1,728,958
合計		9,210,619	9,201,009	9,236,152	9,207,040	9,156,667	46,011,487
有収水量		40,976	40,714	40,394	40,076	39,758	201,918
あるべき供給単価							227.9
<p>これによれば、市の水道事業においてあるべき料金水準は227.9円/m³と試算され、平成29年度の供給単価163.26円/m³（和歌山市水道事業経営戦略より）と比較すると平均39.6%程度の値上げが必要となる水準である。さらに、この試算は水道料金算定要領に基づくものであるため前提条件として織り込んでいないが、市では資金残高及び企業債残高の目標水準（資金残高15億円以上、企業債残高439億円程度を上限）を設定しており、仮にこの条件を経営戦略期間中で達成することを前提にするならば、平均57.8%とさらに高い割合での値上げが必要となる水準であることは、「経営戦略のシミュレーション再検討（水道事業）について」に記載したとおりである。</p> <p>今後更新投資費用の増大が見込まれる状況で、料金水準の見直しを先延ばしにすれば、結果的に将来必要となる料金水準がより一層高まる可能性がある。</p> <p>そのため、更新投資費用に必要な財源を確保し持続可能な水道事業運営を行うため、市の水道事業としての更新計画（アセットマネジメント）の見直しや企業債残高及び資金残高水準の目標設定なども勘案したうえで、あるべき水道料金水準について早急に検討することが望まれる。</p>							
(3) 基本料金収入と従量料金収入割合の見直しについて		<p>現行の料金体系では基本料金収入で回収すべき固定的な費用を基本料金収入で回収できていない状態である。将来にわたり安定的に水道料金収入を確保し持続可能な経営を実現するとともに、将来需要の見込みや大口利用者の動向といった地域の実情も踏まえたうえで、公平性の観点から基本料金と従量料金の収入割合を見直すことが望まれる。</p>		<p>水需要に見合った水道施設や管路のダウンサイジングなど「投資の合理化」を進めつつ、また将来世代への過度な負担を残さないためにも、料金改定実施時期には、料金体系の見直しを含めて、時代に応じた料金体系を検討していきます。</p>		企業局 経営管理部 経理課	116

包括外部監査結果に基づく措置状況（監査実施年度：令和元年度）

〔監査テーマ〕 水道事業（工業用水道事業を含む）に関する財務事務の執行及び経営に係る事業の管理について

監査結果等	措置等の内容及び状況	担当局部課等名	頁
<p>(4) 口径別基本料金の見直しについて</p> <p>現行の口径別基本料金は大口径利用者が負担すべき固定的費用を小口径利用者が負担していることを示しており、一方で、市では従量料金の逦増制が採用されることにより、結果的に大口径も含む利用者の料金負担のバランスを図っている側面もある。しかしながら、例えば地下水を主に利用し、水道はバックアップとしてほとんど利用しないような大口径利用者については料金負担が軽くなる恐れがある。</p> <p>以上を踏まえ、利用者間の水道料金負担の公平性を確保するため、従量料金の逦増度の設定や大口径利用者の動向も勘案し、口径別基本料金の設定を見直すことが望まれる。</p>	<p>水需要に見合った水道施設や管路のダウンサイジングなど「投資の合理化」を進めつつ、また将来世代への過度な負担を残さないためにも、料金改定実施時期には、料金体系の見直しを含めて、時代に応じた料金体系を検討していきます。</p>	<p>企業局 経営管理部 経理課</p>	<p>117</p>
<p>(5) 逦増度の見直しについて</p> <p>逦増性について当初の役割を一定終えていると考えられることから、従量料金の逦増度の緩和を検討することが望まれる。また、安定的に料金収入を確保し、持続可能な水道事業経営を実現する観点からも逦増度の緩和を検討することが望まれる。</p>	<p>水需要に見合った水道施設や管路のダウンサイジングなど「投資の合理化」を進めつつ、また将来世代への過度な負担を残さないためにも、料金改定実施時期には、料金体系の見直しを含めて、時代に応じた料金体系を検討していきます。</p>	<p>企業局 経営管理部 経理課</p>	<p>118</p>
<p>(6) 工業用水道料金制度の統一について</p> <p>市の工業用水道料金は河西工業用水において使用水量を抑制する趣旨から責任消費水量制が設定されており、現在においても（1）任意消費水量制及び（2）責任消費水量制の2区分が設定されている。</p> <p>しかしながら、施設利用率が68.40%（平成29年度）と低くなっている現状においては使用水量を抑制する当初の役割は一定終えていると考えられる。</p> <p>また河東工業用水と河西工業用水を結ぶ相互連絡管の整備も完了している現状においては、同じ浄水場から河東工業用水エリア及び河西工業用水エリアの利用者に対して給水が行われることも考えられ、両エリアで異なる料金制度とされていることの合理的な理由は見当たらない。</p> <p>両エリア利用者の料金負担の公平性の観点から、河東工業用水及び河西工業用水の料金制度を統一することが望まれる。</p>	<p>工業用水道事業体は、事業の開始にあたり、ユーザーとの契約水量を前提に施設規模を決定し、工業用水道施設を建設しています。そのため、多くの事業体は、契約水量に基づき料金を回収する責任消費水量制を採用してきましたが、近年は、使用水量に応じた料金制度として、二部料金制を採用する事業体が増えてきています。</p> <p>装置型産業であることに重点をおいた責任消費水量制と、現状の使用水量を考慮する二部料金制では料金負担の考え方が異なります。そのため、責任消費水量制から二部料金制に移行した際、料金比較を行うと、大幅に増額するユーザーと減額するユーザーが出てきます。</p> <p>河西工水においては、建設時から、施設更新という先行投資についての負担の考え方を各ユーザー合意の上で、責任消費水量制を基本に運営してきた経緯があります。負担金の変動が生じる料金体系の変更は、ユーザーの活動に大きく影響するため、慎重に検討する必要があります。</p>	<p>企業局 経営管理部 経理課</p>	<p>119</p>

包括外部監査結果に基づく措置状況（監査実施年度：令和元年度）

〔監査テーマ〕 水道事業（工業用水道事業を含む）に関する財務事務の執行及び経営に係る事業の管理について

監査結果等	措置等の内容及び状況	担当局部 課等名	頁
<p>(7) 工業用水道料金水準の見直しについて</p> <p>市の工業用水道事業における料金水準はあるべき料金水準と比較して値上げが必要となる水準である。一方で、河西工業用水道の利用水量の大部分を占める利用者において、利用水量が責任水量を大幅に下回っているため、料金水準が料金表における料金単価と比較し高くなっているのが現状である。</p> <p>この現状に鑑みると、更新投資費用に必要な財源を確保し持続可能な工業用水道事業運営を行うために、料金制度の統一を図るとともに、料金表における料金単価をあるべき料金水準に見直すことについても検討することが望まれる。</p>	<p>六十谷第2浄水場東側用地100,000m³/日の浄水施設の更新工事以降の計画を令和3年度から策定していく予定です。その際は各ユーザーと協議を行い、二部料金制の導入を含めた料金体系の見直しを検討していきます。</p>	<p>企業局 経営管理部 経理課</p>	<p>119</p>